

専決第3号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月26日

鴨川市長 長谷川 孝夫

令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度鴨川市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,978,350千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月26日

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,681,528	28,650	1,710,178
	2 国庫補助金	570,002	28,650	598,652
歳入合計		16,949,700	28,650	16,978,350

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,761,797	28,650	5,790,447
	2 児童福祉費	2,193,581	28,650	2,222,231
歳 出	合 計	16,949,700	28,650	16,978,350